

平成26年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月5日 (水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月5日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松 本 正 美	2番	水 野 智 見
	3番	戸 谷 裕 治	4番	安 藤 洋 一
	5番	佐 藤 茂	6番	山 田 新太郎
	7番	伊 藤 俊 一	9番	黒 川 勝 好
	10番	菊 地 久	11番	奥 田 信 宏
	12番	吉 田 正 昭	13番	高 阪 康 彦
	14番	大 原 龍 彦		
不 応 招 議 員	8番	中 村 英 子		

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	黒川 静一
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		次 長 兼 総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環境課長	上田 実
		次 長 兼 健康推進 課 長	川合 保	次 長 兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		高 齢 介 護 課 長	能島 頼子	住民課長	伊藤 満
		保 健 医 療 課 長	山本 章人		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 まちづく り推 進課 長	志治 正弘
		土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦		
	上下水道部	下 水 道 課 長	加藤 和己	水道課長	佐藤 正樹
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消防署長	坪井 利親
		総務課長 兼予防 課 長	伊藤 啓二		
	教育委員 会事務局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)			
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	3 番	戸 谷 裕 治	4 番	安 藤 洋 一

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 日程第6 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第4号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第5号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第7号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第8号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第14 議案第9号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第16 施政方針
- 日程第17 議案第11号 蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町消防団設置条例の全部改正について
- 日程第19 議案第13号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部
改正について
- 日程第23 議案第17号 平成26年度蟹江町一般会計予算
- 日程第24 議案第18号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 平成26年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第31 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙

- 追加日程第32 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 追加日程第33 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第34 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第35 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成26年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日並びに代表質問の撮影、放送許可願いが提出されましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放送することを許可いたしました。

皆様のお手元に議会運営委員会報告書が配付されております。

本日の欠席は中村英子君でございます。また理事者より、絹川上下水道部次長よりインフルエンザのため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名します。

ここで、去る2月27日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

どうもおはようございます。

では、早速でございますけれども、議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

去る2月27日の木曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初、1番目でございますけれども、会期の決定についてであります。

本定例会の会期は、本日3月5日水曜日から3月25日火曜日までの21日間といたします。

2番目、議事日程についてであります。

まず、本日1日目は、初日でございます。議案の上程、付託・精読、町長の施政方針演説、その後、人事案件5件を審議・採決し、その後、全員協議会を開催いたします。また、組合議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたします。

6日木曜日でございますが、5日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

10日月曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第13号の1件の審査をお願いいたします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第11号、12号、議案第14号から16号の5件の審査をお

願いをいたします。

13日木曜日は代表質問を行います。代表質問終了後、議会運営委員会を開催し、意見書の取りまとめを行います。

なお、広報編集委員会は、議会役員改選後に開催するため、今回は開催いたしませんので、よろしくお願いをいたします。

14日金曜日は、13日に終了または開催できなかった場合は引き続き行います。

18日火曜日は、予算審議を行います。

19日水曜日は、18日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

25日火曜日は最終日でございます。この日は、追加議案の上程、精読の後、委員長報告、議案審議・採決、追加議案審議・採決、閉会となっております。

以上が3月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3番目でございますが、議員派遣についてであります。

1月30日にアイリス愛知で開催されました海部郡町村議会議長会に副議長を派遣した旨、議長より報告をいたします。

4番目、人事案件についてであります。

まず、選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」については、本日追加日程により選挙を行います。選挙の方法は議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、選出をいたします。

次に、同意第1号「蟹江町副町長の選任について」、この1件につきましては、本日追加日程により審議・採決を行います。

なお、選任同意された本人が在席をしているときは、自席で挨拶を行います。

次に、議案第1号から議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。この3案件については、本日追加日程により審議・採決を行います。

5番目、代表質問についてであります。

まず、質問順序でございますけれども、1番目、21フォーラム 黒川勝好君、2番目、清新 吉田正昭君、3番目、公明党 松本正美君、4番目、清新 大原龍彦君の順でお願いをいたします。

質問場所についてでございますが、最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行います。なお、質問は30分以内で行っていただきたいと思っております。

質問事項の通告につきましては、通告書様式により、質問項目を本日正午までに議長へ通告してください。

6番目、予算審議についてであります。

審議の方法は、先例により行います。

一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は款ごとに1

人3回までといたします。

特別会計及び水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

次に、7番目、追加議案についてであります。

議案第25号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その3）請負契約の締結について」は最終日に上程し、精読の後、審議・採決いたします。

8番目、意見書等についてであります。

12月の定例会で継続審議となっていた（1）及び（2）の意見書の取りまとめにつきましては、代表質問終了後、議会運営委員会を開催し協議いたしますので、お目通しのほどお願いを申し上げます。

9番目、議事日程についてであります。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、お願いを申し上げます。

10番目、条例の制定についてであります。

まず、第1に、議会基本条例については、先回の議員総会におきました事項より若干変化がありまして、第9条について、2項から5項を加えております。

また、続いて、政治倫理条例につきましては、議員総会で配付いたしました素案のとおりでございます。

これの提案時期についてでありますけれども、最終日に上程し、追加日程により審議・採決いたします。

提案者につきましては、代表質問終了後に議会運営委員会を開催いたしまして、提案者・賛成者を決定いたします。

11番目、議会報告会実施要綱及び政治倫理施行規則についてであります。

議会報告会実施要綱については今後検討いたします。また、政治倫理施行規則については、全員協議会の後に議員総会で検討いたします。

12番目であります、その他についてであります。

（1）番として、学区編成会議については、学区検討委員会から3月中旬ごろ教育委員会へ具申される予定のため、資料の配付をいたします。

（2）番目といたしまして、平成26年度政務活動費の請求及び平成25年度政務活動費の収支報告書提出は、平成26年度の交付申請及び前期分の請求書を3月19日水曜日までに、平成25年度の収支報告書を4月10日木曜日までに議会事務局へ提出してください。

そして、その他のその他として3件ぐらい出ておりましたけれども、それは書いてありますので、ご一読していただきたいと思っております。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、議会運営委員会のご報告とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほど申し上げます。どうもありがとうございました。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番戸谷裕治君、4番安藤洋一君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第128条第1項ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成26年1月30日、名古屋市で開催されました1月定例海部郡町村議会議長会に副議長を派遣しましたので、ご報告いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第5 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

ここで、河瀬副町長の退席を求めます。

(副町長退席)

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

河瀬副町長の入場を許可します。

(副町長入場)

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ないし日程第8 議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

補足説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号ないし議案第3号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第4号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございますが、まず、第1点に、地方債の関係であります。

地方債で、5ページに書いてありますように、臨時財政対策ということで6億予定をしておりましたところ、3億減でございますけれども、当初の計画として6億ぐらい要るであろうなど、お借りをしにやいかんなど思ったのが、3億で済んだと。では、どこにどういう形で、こういうふうに3億の減額で済むことが、借金をしなくて済んだのか、その辺のところがちよっとわかりづらかったので、お尋ねを申し上げます。

それから、2つ目には、人件費等々にかかわる問題で、減額補正がずっと出ておりますが、総トータルで約1億5,000万円近いお金が浮いたよと。それは法令の改正、法律等々の改正によって当初予算と変わったのか、それともこういう形で努力した結果、なったのか、お金が減額になったのは、町の行政努力によってなったものなのか、法的に条例改正などをして、人件費だとかそういうものを少なくした結果、当初とは違った結果で浮いたものなのか、どうなのか、ちよっとわかりづらかったので、それをお尋ねしたい。

それから、3つ目には、その他いろいろと減額補正が出ておりますけれども、それぞれの委託をただとか、それぞれお願いをしたのが、こういう形で安く上がりましたよという結果なのか、行政努力なのか、自然になったのか、当初予算のときに多目に組んでいた結果なのかどうなのか、その辺がちよっとわかりづらいので、お願いをしたい。

それから、4点目には、収入の面で、町税の関係でありますけれども、当初予算で組んでおりましたよりも大変税がふえていただいておりますけれども、ここに書いてありますように、補正額として約2億円近い金が町税のほうで入っていただいておりますね。これは最終なのかどうか、5月の締めるときにどういう結果になるかちよっとわかりませんが、いずれにしても、当初予算よりも今回2億円近い税収入が上がっておると。当初よりはもっと違いますけれども、今回の補正で2億円という税収入がふえておるわけでございますので、その辺のところはどうなのかな、当初より変わったものなのか。これからの税収入については、まだ若干入る余地があるのかどうなのか。

その4点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございます。地方債、臨時財政対策債が当初6億円で見込んだものを3億円に減額できる理由は何ぞやというお話だと思います。

これにつきましては、今菊地議員もおっしゃいましたように、実は町税、例えば7ページを見ていただけるとよろしいんですけれども、町税のほうで当初の見込みよりも1億9,300万ほど増額しております。それから9款の地方交付税、こちらにおいて7,000万ほど増額ということで、トータルで2億6,000万ほどの増額収入がありましたので、結果として、臨時財政対策債のほうを3億円減額させていただくというものでございます。

続きまして、2点目でございます。人件費の減額でございますが、これは主な理由といたしましては、まず最初に、職員の配置がわからない状況の中で、それぞれの款で人件費を計上させていただきます。例えば人件費の高い方を、現在の状況で大体人件費を振らせていただきますので、異動があることによって、人件費のやりくりというか余ってくるころ等が出てまいるところがあるわけですね。

それと、もう一点は、実は、育児休業をとってみえる方が何人かおみえなんですけれども、これが結果として当初の見込みよりもふえたために、人件費のほうが減額できることになったというのが一番大きな要因だと考えております。

続きまして、3点目の事業費の減額の件でございますが、これにつきましても同じように、前年度予算をつくり出すときには、それぞれの事業費に応じて予算をとったりとか設定をし予算を計上させていただくんですけれども、入札等々で結果として、当初予算よりも下回った契約をさせていただいて、その差額分を今回減額させていただくというものでございます。

以上でございます。

○総務部次長兼税務課長 服部康彦君

すみません、私のほうから、収入の状況についてご説明をさせていただきます。

まず、町税の収入の状況でございますが、昨年度の状況を踏まえて、今年度については当初予算で大体97%から98%の収入状況を見込んでおりました。これは現年度でございますが、その状況が若干上を向いてきたということで、今回収入増になった部分がございます。それから滞納繰越分、この部分で、相当額うちのほうとしては今年度徴収をさせていただいた状況がありまして、その分での増収部分が上がっております。

町県民税でいいますと、2,300万円ほど滞納繰越で過年度分での収入をさせていただいておりますし、固定資産税のほうにつきましても2,200万円ほどの増収ということで、当初より収入をさせていただいております。それから、たばこ税のほうは、実は当初の計画よりも県からの割り当てが変わってきておりますので、その分での増収分が今回3,600万ほど上がっておるという状況でございます。それから、入湯税の関係につきましては、東放企業さんの事業形態が若干わかってきましたので、その分の増収部分として90万円ほど上げさせてい

いただきました。

今後でございますけれども、過年度分滞納繰越分については、もう少し収入が得られるという状況になってくると思いますが、ちょっと現年度分については、これ以上は若干無理かというふうに思っております。

以上です。

○10番 菊地 久君

これは付託になりますが、そのときの中に、今の課長の言った人件費等の問題が異動の問題だとかというようなことだけで捉えておっしゃっては、1億5,000万なんていう数字は、どうはじいても私はわからんわけです。だから、もう少し詳細に、わかりやすく、なぜこれだけ出たのか、わかりやすく資料をそろえておいていただきたいと。きょうは資料請求といまして、若干中身についてわかりやすいものを整理をしてもらいたい。そうしないと、今の話だけで、職員の異動だとか産休でお休みだとか、そういうことによってという数字でこんなに数字が浮くなんて全然想像がつかんわけですよ。

何か、例えば人件費、上がる予定のものを条例改正によってとめただとか、手当をあげるものをあげないようにした。地方公務員全体に対して、人件費削除というような形で食いとめられておるわけですね、いろいろな形。そういうものがここで影響したのか、前年度と比べたときの当初予算と若干違ったのか。ちょっとこれだと1億5,000万という数字がわかりづらいものですから、根拠をもう少しわかりやすい資料で提出を願いたいと、こう思います。要望いたします。資料請求です。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

今、菊地委員がおっしゃいました資料、どこまでのものがつくれるかわかりませんが、最終日までにはつくりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第5号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第6号「平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第7号「平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第8号「平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第9号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第9号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第10号「平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第10号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は精読とされました。

暫時休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

(午前10時29分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 高阪康彦君

日程第16 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日ここに、平成26年第1回蟹江町議会定例会の開催に当たりまして、提出いたします議案の説明に先立ちまして、平成26年度の町政運営に関する私の基本的な考え方と主要施策を申し述べます。

私が担当させていただく3期目の町政がスタートしてから1年が過ぎようとしております。さきの所信表明においてお示しをいたしましたこの先のビジョンの実現に向けて、確かな一歩を踏み出した1年であったと思います。

社会を振り返ってみますと、低迷していた日本経済は、安倍政権の経済政策アベノミクスが再生の起爆剤となり、とりわけ金融政策による円高の是正と株高が実現され、加えて、消費税増税に向けた駆け込み需要が成長率を押し上げております。さらに、国は増税による景気の腰折れを防ぐために、総額5兆5,000億円規模の経済政策を盛り込んだ2013年補正予算を編成し、切れ目なく景気対策を進めております。

また、国内を沸かせた世界的な出来事が数多くございました。日本一の高さを誇る富士山がユネスコの審議を経て、世界文化遺産に登録されるとともに、日本人の伝統的な食文化と

して、和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神が世界的評価を受けました。さらに、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定し、ほかの立候補地でありましたイスタンブールとマドリードとの激戦の中で、56年ぶりとなる国内での夏季大会の開催を勝ち取った瞬間は、大いに盛り上がりました。2027年に開業を目指すリニア中央新幹線については、JR東海が路線距離286キロに及ぶ東京・名古屋間の詳細なルートを発表し、夢が現実的な形として見えてきております。伊勢神宮においては、20年に一度とされる式年遷宮が行われ、当初に伊勢市等が目標としていた参拝者数1,000万人を大きく上回り、周辺施設も桁違いの集客でにぎわっております。

これらの出来事と並行して、日本人の海外での活躍も際立ちました。米国のメジャーリーグで活躍するイチロー選手が日米通算4,000本安打を達成し、また一つの偉業をなし遂げました。日本のプロ野球においては、楽天球団が創設9シーズン目で初の日本一に輝き、その原動力となった田中将大投手は、公式戦の連勝記録を更新し、来季におけるメジャーリーグでの活躍が期待されているとともに、東北の被災地の方々に大きな勇気と希望を与えてくれました。さらには、サッカーの本田圭佑選手がヨーロッパの名門イタリアのセリエA、ACミランに移籍したことも大きなニュースとなりました。また、宇宙飛行士の若田光一さんがロシアのロケットで国際宇宙ステーションに到着し、日本人初となる船長を務めることも我々にとって大きな誇りであります。

しかし、明るい話題ばかりではありません。異常気象による大規模災害は依然として各地で発生し、伊豆大島での台風26号に起因した土石流災害は、多くの尊い命を奪い、行政の避難情報の提供のあり方について深く考えさせられました。また、異常寒波により米国北東部やエジプトにおいても大雪に見舞われ、国内では、つい最近の大雪で、関東甲信・東北地方において各種のインフラやライフラインに支障を来しているなど、災害発生への対応は後を絶ちません。

このような状況下で、ロシアで開催されておりましたソチ冬季オリンピックが閉幕し、日本人選手のメダル獲得数が海外で行われた冬のオリンピックでは歴代1位という結果を残せたことは、記憶に新しいところでございます。メダルの数の獲得記録に反して、日本人選手が苦戦した印象が強く残っておりますが、各選手の4年に一度の夢舞台を目指す努力や苦労は相当なものであり、競技場面以外の報道に触れることで、また違う目線でオリンピックを見ることができました。

私も、4年間という区切りある期間を積み重ねながら、町政のかじ取り役を担わせていただく中で、日々の地道な取り組みに全力を注ぐ意を強くしたところでございます。今後も、町政運営にしっかりと臨んでまいりたいと思います。

議員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成26年度の前案を初め、関係諸議案のご審議をお願い申し上げます。

まず初めに、平成26年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、骨格予算でございましたが、前年度比11.3%増の94億6,548万5,000円、特別会計につきましては、計6会計で前年度比10.4%増の78億8,779万円、企業会計の水道会計では、前年度比11.7%増の9億9,233万9,000円、総額183億4,561万4,000円の予算を編成いたしました。

それでは、平成26年度の主な施策について、第4次蟹江町総合計画の基本計画に掲げる5つの枠組みに沿って、ご説明を申し上げます。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、健康づくり事業につきましては、平成17年に策定し、平成22年に改定しました、かにえ生き生きプラン21の計画期間が最終年度を迎えます。10年間における目標の達成状況について評価を行いますとともに、国と愛知県の計画を踏まえて、蟹江町における第2次計画を策定し、全ての町民がみずから積極的に取り組む健康づくりを推進してまいります。

また、これまで取り組んでまいりました8020運動に加えて、新たに6024運動を推進していきます。80歳になっても20本以上の歯があれば、ほぼ満足した食生活を送ることができると言われておりますが、その通過点となる60歳での定期歯科検診の結果を捉え、24本以上の自分の歯が残っている方々を表彰することで、8020運動につなげてまいります。一人でも多くの方が、全てのライフステージで健康な歯を保ち続けていただけるよう、各種の歯科保健事業に取り組んでまいります。

2、疾病予防事業につきましては、平成20年度から名古屋大学との共同研究事業として実施してきました5歳児健診が平成25年度で最終年度となりました。今後は、これまで培った技術や大学等とのネットワークのもと、蟹江町が継続して事業を実施し、母子保健と保育と学校教育が一体化した支援を進めてまいります。

また、特定健診・がん検診の受診率向上への取り組みと効果判定を実施しますとともに、予防接種事業を適正に実施してまいります。

3、子育て支援事業につきましては、国において子ども・子育て支援新制度が構築され、平成27年4月から本格的に実施される予定であります。この制度は、教育・保育・子育てについて質の高い事業を実施することにより、妊娠、出産から育児までの切れ目のない支援を行うことを通じて、子供たちの健やかな成長を支えるものであります。これに伴い市町村は、地域の保育需要等を踏まえた子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、蟹江町では、平成25年度において子育てに関するアンケート調査を実施いたしました。この結果を踏まえて町民の皆様のニーズを十分に把握し、この計画を策定してまいります。

また、各種の子育て拠点施設を有効に活用して、引き続き、待機児童が発生しないよう努め、子育てや共働き家庭等の支援に取り組みますとともに、平成25年度に取得しました蟹江

保育所の南側に隣接する土地の一部を保育所の園庭や駐車場として整備し、保育環境の充実を図ってまいります。

4、高齢者福祉事業につきましては、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定に取り組みます。現計画では、高齢者に対して介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供する地域包括ケアの実現を目指し、さまざまな施策を展開しておりますが、次期計画においてもこの理念を継承し、高齢者の方々が住みなれた地域で、いつまでも元気に、生きがいを持ち、楽しく暮らしていただけるよう、高齢者の現状とニーズを踏まえて、これらの計画を策定してまいります。

また、平成25年度において、施設や設備の著しい老朽化に伴い利用を一時休止させていただいております老人福祉センター分館と、利用者が大幅に増加いたしました老人福祉センター本館につきましては、よりよい高齢者サービスの提供に向けて、今後の施設のあり方を検討してまいります。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、平成25年度から各施設における非構造部材の耐震化に着手しておりますが、平成26年度は、新蟹江小学校、学戸小学校、蟹江北中学校の校舎等の窓ガラスに飛散防止フィルムを施工してまいります。

また、各小学校に配置しておりますスクールサポーターにつきましては、特別支援学級及び普通学級において必要な児童・生徒への補助や個別指導、日本語指導等を行っておりますが、平成26年度は中学校へ重点的に設置してまいります。

2、給食センター事業につきましては、平成10年4月以降、同一金額としてまいりました給食費を消費税の増税に伴い変更し、あわせて給食内容の充実を図りたいと思っております。1食当たり15円の増額にはなりますが、当分の間、増額分を公費負担することで保護者への負担を抑えるとともに、児童・生徒の健全な心身の発達のため、安心して食べていただける給食の提供を続けてまいります。

3、生涯学習事業につきましては、各種の講座を実施していきませんが、特に、長年実施しております親子キャンプ教室の活動拠点を愛知県設楽町に変更いたします。平成25年度から観光協会をベースとした交流のある設楽町は、同じ県内にありながら森林豊富な山間部であります。蟹江町にはない自然風土の中で、地域ならではのプログラム体験を通じて、家族や参加者同士のきずなを深めていただき、家庭教育の推進を図ってまいります。

また、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となる蟹江町体育館分館の内装及び照明の改修を行い、活動環境をより一層整備してまいります。

4、図書館事業につきましては、これまで収集してきましたビデオからDVDへの移行を

積極的に進めることで、視聴覚資料の充実を図るとともに、データベースを活用して資料の見直しを行い、図書館の利用を促進してまいります。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、下水道事業につきましては、蟹江川から東側における計画区域の整備は、一部を除き完了いたしましたので、西側における学戸新田処理分区の整備を本格的に進めていきますとともに、富吉地区の第1期整備となる約17ヘクタールの地域について、事業認可の手続きを行ってまいります。

また、生活雑排水処理に係る都市下水道整備事業につきましては、本町8丁目における本町6号排水路を改修しますとともに、桜並木を活用した自然に触れ合う場所として景観を整備してまいります。

2、消防・救急事業につきましては、高層建築物が増加し、はしご車の出動機会がふえる中で、平成10年度に整備いたしました15メートルはしご車のオーバーホールを実施し、車両の安全性及び機能性を維持してまいります。

また、全国各地で大規模災害が頻発し、地域防災力の重要性がますます高まる一方で、地域における消防・防災活動の担い手となる消防団員の確保が難しくなっております。そこで、従来の男性中心の活動に加えて、女性団員の確保に努めることで活動の幅を広げてまいります。女性団員には、きめ細かな視点や思いやりなどの特性を生かしていただき、関係行事における受付、進行役や日常における啓発運動、有事における後方支援活動に従事していただくなど、積極的な登用を図ってまいります。

3、防災事業につきましては、国の防災基本計画が平成26年1月、東日本大震災以降3度目となる見直しがされ、愛知県では平成25年5月に地域防災計画が修正されました。蟹江町におきましてもこれらの計画を踏まえて、地域防災計画を全面改定し、防災力の強化に取り組んでまいります。

また、高層建築物がない地域での地震による二次災害防止や緊急避難箇所の対策として、排水機場の管理運営団体との調整のもと、排水機場の屋上への避難階段を設置するとともに、浸水対策として上舟川をしゅんせつし、舟入排水機場の機能の充実を図ることで、局地的な集中豪雨に備えてまいります。

さらに、災害時における一時避難施設として蟹江川排水機場を使用する協定を愛知県、名古屋市、蟹江町の3者により締結する予定であります。この協定に基づき、名古屋市が排水機場の屋上に転落防止柵の手すりを設置することになりますので、協定の締結とともに、工事費の一部を負担することで施設を共用し、地域の皆様の安全・安心を高めてまいります。

民間木造住宅の耐震改修につきましては、従来の補助制度に加え、安価に施工した耐震改修工事についても、一定基準を満たすものは補助対象とする段階的耐震改修費補助制度を創

設し、耐震事業に係る個人の費用負担を軽減することで、住宅の耐震化を促進してまいります。

また、住宅内において耐震性の高い居住空間を確保していただくための耐震シェルター整備費補助事業を創設し、地震発生時における高齢者や障がい者等の避難弱者となる方々を家屋の倒壊から守る住宅内耐震シェルターの整備を推進してまいります。

そして、平成25年4月に開局をいたしました海部地区7市町村を対象エリアとするコミュニティFM放送局「エフエムななみ」を積極的に活用し、各種の情報発信に努め、より多くの方々に常時放送をお聞きいただくことで、非常時における有効性を高めてまいります。

4、防犯事業につきましては、防犯カメラ等の設置に係る補助金を創設し、設置を推進して犯罪を未然に防止するための環境整備を図ってまいります。

また、防犯灯を省電力のLEDにすることで二酸化炭素の削減に努めながら照度を高め、環境にも配慮した防犯事業に取り組んでまいります。

さらに、平成25年8月に開設されました近鉄蟹江駅前防犯ステーションを拠点とした防犯活動や地域における自主防犯活動を推進し、支援してまいりたいと思います。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたいまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、幹線道路整備事業につきましては、国土交通省から自治体に対し、道路や橋等の老朽化対策を求められております。そこで、幹線道路における路面調査及び橋梁や照明灯の老朽化調査を進めながら、計画的かつ効率的な整備・改修を行いますとともに、昨今の交通事故事情を鑑みて、町内一円における道路の防護柵やカーブミラー等について、通学路を中心に交通安全施設の整備を進め、安全なまちづくりに取り組んでまいります。

2、駐輪場整備事業につきましては、平成25年10月に近鉄蟹江駅周辺に設置している駐輪場を公益法人との連携により完全にリニューアルをいたしました。整然とした駐輪環境のもと、駅利用者の利便性が高まり、順調に運営されておりますので、今後とも利用状況を注視し、良好なサービスの維持に努めてまいります。

また、JR蟹江駅前の駐輪場につきましては、複数の防犯カメラを設置することで、駐輪場のみならず周辺一帯の治安維持効果を高めてまいります。

3、公共交通関連事業につきましては、JR蟹江駅の南北を結ぶ自由通路の設置について、駅の橋上化も視野に入れた協議をJRと進めている中で、基本計画調査に始まり、その結果を踏まえた概略設計を進めております。平成26年度は概略設計を終え、その内容をもとに事業の実施を検討してまいります。

また、近鉄蟹江駅周辺整備事業への取り組みとして、駅前ロータリー周辺の混雑解消のため、駅周辺の土地調査や基本計画策定に要する調査等を実施し、その結果を踏まえて、近鉄等の関係機関との協議を進めてまいります。

4、市街地整備事業につきましては、J R蟹江駅北側周辺地域での土地区画整理事業が換地処分を迎え、「桜」という新たな町名に変わります。処分後も登記や清算に係る事務が続きますので、組合の解散に至るまで指導・助言を行ってまいります。

また、新市街地の整備事業につきましては、近鉄富吉駅南の区域について市街化を図るための勉強会を平成25年度から開始いたしました。この会は、市街化準備段階において関係する町内会長、土地改良区役員、町議会議員の皆様にお集まりいただいておりますが、今後も続けてまいりますとともに、地域における地権者や居住者、事業者の方々へのヒアリングや土地利用に関するアンケート調査を実施するなど、地元の調整を図りながら、当該区域の新市街地整備について検討を進めてまいります。

5、観光振興事業につきましては、近鉄及びJ Rが主催する各種の鉄道ハイキングが定着してまいりました。毎回、1,000人を超える方々が町の見どころを求めて来訪されますので、今後も商工連携を図りながら積極的に観光P R事業に取り組んでまいります。

また、現在休止をしております足湯かにえの郷につきましては、隣接する民間施設の工事にあわせて足湯周辺の整備を施工し、秋ごろの再開を契機として、より一層の来訪者でにぎわうよう運営してまいりたいと思います。

6、消費者保護事業につきましては、愛知県の消費者行政活性化基金を活用して、消費者トラブルを未然に防止するための広報物の配布や消費者問題への関心を喚起するための講習会を開催するなど、安全で安心な消費生活に資するよう取り組んでまいります。

また、蟹江町単独事業として消費生活相談窓口を継続して開設し、持続的な消費生活相談体制の充実を図ってまいります。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1、協働の推進事業につきましては、協働地域づくり支援事業の実施により、町内における活動団体が着実にふえ、自立した活動のもと、まちづくりを牽引していただいております。今後も、新たな活動分野や団体の発掘に努めてまいりますとともに、既存の団体については、活動内容がステップアップされるよう支援してまいりたいと思います。

2、地域組織・住民活動支援事業につきましては、小学校区や町内会において、まちづくり推進事業交付金を活用していただくことで、コミュニティ形成に資する活動が全町的に展開されております。今後は、各地域における活動内容を発表していただく場を設定し、他地域での取り組み内容を知っていただくことで、それぞれの活動をより一層高めていただけるよう支援してまいります。

3、多文化共生事業につきましては、未来の蟹江町を担う国際性豊かな人材の育成を目的として、姉妹都市であります米国マリオン市への中学生海外派遣交流事業を実施しておりますが、平成26年度の派遣からは派遣人数をふやし、より多くの中学生に貴重な体験をしてい

ただけるよう実施してまいります。

また、夏期には、初めてとなりますマリオン市からの派遣の受け入れ予定をしております。国際交流推進団体との連携を図りながら、十分に蟹江町や周辺地域を満喫していただけるようおもてなしをして、姉妹都市関係を深めてまいります。

4、町税等の滞納対策につきましては、税負担の公平性確保の観点から、滞納対策本部会議を定期的開催し、税込確保に向け、職員が一丸となって滞納対策に取り組んできたことにより、着実な成果を得てきております。今後も自主財源確保のため、町税等の滞納対策を推進するとともに、愛知県西尾張地方税滞納整理機構へ職員を派遣し、職員の徴収技術の向上に努めながら、より一層の徴収体制の強化を図ってまいります。

5、広域連携につきましては、あま市・大治町・蟹江町・飛島村まちづくり連携会議（通称AOKT）において、相互的に有効な取り組みを検討していきますとともに、名古屋市が主催する広域連携に関する研究会や市町村長懇談会等に積極的に参加することで、近隣市町村とのつながりを築き、圏域の一員としての役割を果たしながら、蟹江町の発展につなげてまいります。

また、名古屋市との連携による須成祭への市バス無料臨時運行事業を継続し、町外の方々にも広く歴史ある伝統行事に触れていただくことで、蟹江町を積極的にPRしてまいります。

以上、平成26年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

最後に、平成25年において愛知県から取得いたしました愛知県立蟹江高等学校の跡地につきましては、無事に解体工事を終えさせていただきました。今後における広大な敷地の活用方法については、役場内で職員によりますプロジェクトチームを立ち上げ、構想づくりを進めております。その結果、敷地の東側に当たるグラウンド部分を学校法人愛知大学に貸し付け、ご利用いただくこととなりました。大学とは既に土地賃貸契約を締結し、現在、各種部活動において使用するための整備工事が施工されております。そして、この4月には、愛知大学名古屋校舎蟹江グラウンドとしてオープンし、毎日多くの学生が来町されることとなりますので、大学とのより一層の連携強化を図り、まちの活性化に資する取り組みを推進してまいります。

また、敷地の西側につきましては、町民の皆さんに有効にご利用いただくため、平成26年度において必要な整備を進めてまいります。南校舎を日常における貸館や休憩所として改修し、外階段を設置することにより災害発生時における緊急避難施設といたします。その他スペースには、広大な芝生広場やバーベキュー炉等を配置し、敷地の一角には、高さ4メートルに及ぶ高台を設置することで、隣接する善太川や鈴鹿・養老山系の景観を満喫していただきます。そして、この高台は「希望の丘」と命名し、水害発生時の一時避難場所としても活用していただけるほか、エリアの全てが日常における皆さんの潤いと憩いの場所としてご利用していただきますとともに、災害時においては避難所及び広域避難場所となります。完成

した暁には、その詳細について広報させていただきますので、町の新たなスポットとして供用開始できるよう、しっかり整備をしております。

このように、町として取り組んでいく施策・事業は目白押しではありますが、この4月からは消費税が8%に上がることや近い将来、住民票を有する全員に対し個人番号が与えられるマイナンバー制度が導入される予定であります。時々刻々と社会情勢が変化していきます。これらの動きを適時的確に捉えながら必要な施策に取り組み、安定した行政運営を図ってまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げ、平成26年度の施政方針といたします。

平成26年3月5日。

蟹江町長 横江淳一。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 高阪康彦君

これで施政方針は終わりました。

日程第17 議案第11号「蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 大橋 清君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第12号「蟹江町消防団設置条例の全部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 大橋 清君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第13号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第14号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 大橋 清君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第15号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第22 議案第16号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 大橋 清君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 議案第17号「平成26年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第30 議案第24号「平成26年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、平成26年度一般会計の当初予算についてご説明申し上げます。

お配りしてあります予算書をごらんいただきたいと思っております。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第17号 平成26年度蟹江町一般会計予算。

平成26年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億6,548万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除きます）、これに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成26年3月5日提出。

蟹江町長 横江淳一。

予算の概要につきましては、お配りしてあります平成26年度の予算関係資料をごらんいただきたいと思っております。

予算関係資料の3ページ、4ページをお開きください。

まず、3ページの歳入でございます。

一番下段、歳入総額94億6,548万5,000円、これは町長の施政方針にありましたように、町長の改選時期でもございましたので、骨格予算でございます。前年度と比較いたしますと9億6,314万9,000円の増額となっております。伸び率といたしましては111.3%でございます。

そのうち、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入総額の約50%を占める第1款町税でございます。

町税につきましては、町民税、これは個人町税税、法人町民税がございますが、合わせて23億430万円、ほぼ前年度と同額でございます。2項の固定資産税21億9,900万円、そのほか3項の軽自動車税、4項の町たばこ税など合わせて、町税全体では47億9,307万6,000円の収入を見込みさせていただきました。前年度と比較いたしますと約5,700万円の増となり、伸び率は101.2%でございます。

次に、2款、これは国から交付されます地方譲与税関係でございますが、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、合わせて8,600万円。

次に、6款の地方消費税交付金でございます。これは消費税のうち1%分が国から交付されますが、平成26年の4月1日からは消費税率の改正によりまして1%から1.7%に変更となります。収入といたしましては、1億300万円増の4億3,300万円を見込んでおります。

そして、9款の地方交付税、これは6億円で、昨年度とほぼ同額を見込んでおります。

次に、11款分担金及び負担金でございます。分担金、負担金の主なものといたしましては、保育所運営費保護者負担金1億4,207万6,000円、小・中学校の給食費保護者負担金1億3,290万円などなど合わせまして、3億850万7,000円の手当金を計上しております。

次に、12款使用料及び手数料でございます。主なものといたしましては、住民票や戸籍関係の証明手数料、ごみ処理に係る手数料など総額8,445万円を見込んでおります。

次に、13款国庫支出金でございます。主なものといたしましては、1項の国庫負担金として、児童手当負担金が4億5,456万円、2項の国庫補助金として、特に目新しいものといたしましては、この4月から消費税率が5%から8%へ引き上げをされます。このため、所得の低い方々への負担を緩和する暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。その給付事業に補助金として、国から臨時福祉給付金給付事業補助金6,250万円が交付されます。また、同じく、子育て世帯への消費税の影響を緩和するために、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。その事業に対しても子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金として4,000万円が交付されます。その他従来の国庫補助金と合わせまして総額8億4,733万4,000円の国庫補助金を計上させていただいております。

次に、14款県支出金でございます。主なものは、児童手当負担金9,747万円、また新たな県独自の補助金として、先ほどの消費税率の引き上げに関しまして、子育て世帯の負担を軽

減するための子育て支援策として、子育て支援減税手当が給付されます。その給付事業費補助金として5,100万円を見込みさせていただきました。また、従来からの子ども医療支給費補助金5,038万2,000円などなど合わせまして、総額5億8,255万3,000円の県支出金収入を見込んでいます。

次に、15款財産収入であります。予算額1,191万3,000円でございます。目新しいものとしたしましては、昨年の6月に町が購入させていただきました旧蟹江高校の跡地の一部を愛知大学が野球場やテニスコートなどの施設として利用いたします。ことしの1月から整備が始まっておりますが、その貸し付け収入として780万5,000円を見込みました。

次に、17款繰入金でございます。繰入金のうち、主なものとしたしましては、財政調整基金からの繰入金を5億円見込んでおります。

次に、18款繰越金7,093万5,000円、平成25年度の繰り越し見込みでございます。

次に、19款諸収入でございます。雑入など7,996万円などを合わせまして、諸収入としては1億7,570万7,000円を見込みました。

最後に、20款町債でございます。主なものとしたしましては、今年度に借入れを行った元金及び利子が交付税措置される、先ほど補正のときにも質問がございましたように、臨時財政特例対策債を6億円、蟹江高校跡地の整備費用に要する起債として1億6,200万円、公費で実施しています海部地区の消防指令センターの消防救急デジタル無線整備事業債として9,600万円、合わせて総額8億5,800万円の町債の借入れを予定しております。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、歳出でございます。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

一番下段でございますが、歳出総額94億6,548万5,000円となっております。

まず、1款の議会費でございます。予算見込み1億6,056万5,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、安全かつ安定した議場設備のための老朽化しております録音装置などの改修費として3,500万円ほど計上させていただきました。

次に、2款総務費であります。この中には、主に一般管理費、財産管理費、防犯・防災対策費、税務徴税费などが構成されておまして、総額11億3,615万2,000円を計上しております。そのうち特に、防災対策関連経費といたしましては、東日本大震災の教訓を踏まえ策定される国・県の防災計画を受けて、町の地域防災計画など全面改定を行うための委託料804万8,000円、そして災害時などの一時避難施設として、蟹江川にあります県管理の蟹江川排水機場の屋上を一時避難施設として使用できるようにいたします。名古屋市との災害時協定に基づくもので、その改修費の一部を負担する費用として148万5,000円を見込みさせていただきました。

次に、3款民生費であります。総額36億5,086万2,000円、これは全体予算のうち約4割を

占めておりますが、主に社会福祉、児童福祉などの関連予算が計上されております。そのうち、主なものといたしましては、1項の社会福祉費のうち、障害者福祉事業費として4億4,746万5,000円、老人福祉対策として介護保険特別会計繰出金2億7,449万6,000円、75歳以上を対象とした後期高齢者医療保険特別会計繰出金3億4,741万2,000円を計上しております。

また、この中で新しいものといたしましては、歳入予算でもご説明をいたしました消費税率の改正に伴う低所得者への対策として国から給付される臨時福祉給付金事業費として7,885万7,000円、また、同じく子育て世帯の支援策として子育て世帯臨時特例給付金の事業費として4,880万6,000円計上いたしました。なお、また県独自の消費税対策、子育て支援減税手当、これを給付する費用として5,377万1,000円も計上させていただいております。そして、児童福祉、この中には、平成25年度に購入いたしました旧佐藤化学工業跡地の整備費用を計上いたしております。主に蟹江保育所の園庭を広げ、あわせて駐車場の整備などに要する費用として3,000万円ほどを計上しております。

次に、4款衛生費でございます。総額9億7,173万2,000円、内容といたしましては、1項の保健衛生費4億5,199万5,000円、主なものといたしましては、町民の皆様の健康を守るために感染症などを防ぐ各種予防接種事業として1億2,379万3,000円、個別・集団健診などの各種健康診査事業費として8,053万2,000円、母子保健事業として8,551万円を計上しております。2項の清掃費でございますが、これを環境対策として、総額5億1,974万7,000円を計上させていただきました。これの主なものにつきましては、ごみ処理に要する費用として4億2,494万5,000円の計上でございます。

次に、5款農林水産業費、総額1億2,255万7,000円、主に蟹江町の農業振興費用、そして湛水防除事業費負担金などの土地改良費を計上させていただいております。

次に、6款商工費でございます。総額1億5,202万7,000円、主に商工会補助金や小規模事業者に対する振興資金の貸し付けのもととなる振興資金の補助金5,700万円、そして観光事業に要する費用2,139万8,000円などを計上させていただいております。

次に、7款土木費7億885万2,000円、そのうち、道路の新設改良、河川などのインフラ整備費用、またその維持管理費として1億9,173万8,000円、4項には都市計画に要する費用として5億1,684万4,000円を計上させていただきました。この都市計画費の主なものといたしましては、蟹江川の東から順次整備しております公共下水道事業への繰出金として2億7,737万5,000円、JR蟹江駅の自由通路、橋上駅舎化に向けた概略設計費用などを含む街路整備事業費としては3,510万円、町内都市下水路の整備事業費として5,430万円、また都市公園、地域公園などの維持管理費用として4,200万円などを計上しております。

次に、8款消防費でございます。総額5億6,501万1,000円、主に消防署の常備消防費用、消防団などの非常備消防などの経費で構成されています。主なものといたしましては、海部地区で共同運用しております海部地方消防指令センターのデジタル無線整備に要する費用の

負担金、蟹江町負担金の1億390万9,000円を計上させていただいております。

次に、9款の教育費でございます。蟹江町立の小・中学校の管理運営費、経費等々が計上されておりまして、総額11億5,535万8,000円となっております。主なものといたしましては、2項の小学校費、小学校の管理設備費として1億4,228万5,000円、3項の中学校の管理運営費としては1億2,159万9,000円、そして4項の社会教育として、総額4億2,140万2,000円となっております。特に、4項の社会教育費は、前年度との伸び率を見ていただくと206%となっておりますが、この理由といたしましては、昨年6月に購入をさせていただいた旧蟹江高校跡地の整備費用として2億1,748万9,000円を計上したことによるものでございます。

整備内容の詳細につきましては、またこの議会終了後、全員協議会において説明させていただきますが、旧校舎を取り壊さずに残した4階建ての南棟の改修工事、それと避難収容施設や屋外施設の管理棟としての利用方法、また屋外にはフットサル場や親子バーベキュー広場、芝生広場を整備いたす予定でございます。特に、災害時の一時避難場所として、広場の一部に海拔3メートルの高台を「希望の丘」として整備する予定をしております。

次に、10款公債費であります。総額8億3,463万9,000円、内容といたしましては、前年度までに借入れを行いました町債の元金及び利子の償還に要する費用でございます。

最後に、予備費800万円でございます。

以上、町長の施政方針に基づき編成をいたしました予算総額94億6,548万5,000円となります平成26年度一般会計当初予算案をご提案申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長 高阪康彦君

暫時休憩します。午後1時から再開をいたします。

(午前11時56分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

国民健康保険事業特別会計予算の提案説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

予算書及び予算説明書の209ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第18号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成26年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億4,892万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成26年3月5日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの平成26年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

その資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税が1目の一般被保険者国民健康保険税と2目の退職被保険者等国民健康保険税、合わせて9億1,456万円でございます。

2款1項手数料、1目の督促手数料と2目の事務手数料を合わせまして2,000円でございます。

3款の国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金が1目の療養給付費等負担金から3目の特定健康診査等負担金まで6億9,889万4,000円、2項の国庫補助金でございますが、1目の財政調整交付金7,057万1,000円、合わせまして7億6,946万5,000円でございます。

4款療養給付費交付金、1項1目の療養給付費交付金1億7,226万8,000円でございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金8億8,649万1,000円でございます。

6款の県支出金、1項の県負担金は、1目の高額医療費共同事業負担金と2目の特定健康診査等負担金で、合わせまして1,978万2,000円、2項の県補助金が1目の県補助金と2目の県財政調整交付金、合わせまして1億7,674万8,000円、県支出金の合計が1億9,653万円でございます。

7款1項1目の共同事業交付金は3億5,545万2,000円でございます。

8款の財産収入、1項の財産運用収入、1目利子及び配当金が1,000円でございます。

9款の繰入金でございますが、1項の他会計繰入金、1目一般会計繰入金が2億2,577万3,000円、2項の基金繰入金が1目国民健康保険支払準備基金繰入金100万円、合わせまして繰入金の合計が2億2,677万3,000円でございます。

10款の繰越金、1項1目繰越金が9,000万円でございます。

11款の諸収入でございますが、1項の延滞金及び過料、1目延滞金が3,300万円、2項預金利子、1目預金利子が3万9,000円、3項貸付金元利収入、1目の出産費資金貸付金元利収入が33万6,000円、4項の雑入、1目の滞納処分費から4目の雑入まで合わせまして400万

3,000円、諸収入の合計が3,737万8,000円。

歳入合計が36億4,892万円、前年対比いたしますと1億3,347万8,000円、3.8%の増額ということになっております。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては、1項の総務管理費、そのうち1目一般管理費から連合会負担金まで2,921万2,000円、2項の運営協議会費が35万8,000円、合計が2,957万円でございます。

2款の保険給付費、1項の療養諸費は、1目の一般被保険者療養給付費から5目の審査支払手数料まで、合わせまして22億3,585万円、2項の高額療養費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費から4目の退職被保険者等高額介護合算療養費まで、合わせまして2億4,705万円でございます。3項の移送費につきましては、1目の一般被保険者移送費と2目の退職被保険者等移送費、合わせまして10万円でございます。4項の出産育児諸費は1目の出産育児一時金と2目の支払い手数料、合わせまして2,311万2,000円、5項の葬祭諸費は1目の葬祭費400万円でございます。保険給付費が合計25億1,011万2,000円でございます。

3款の後期高齢者支援金等でございますが、1項後期高齢者支援金等、1目の後期高齢者支援金と2目の後期高齢者関係事務費拠出金、合わせまして5億683万2,000円でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等は、1目の前期高齢者納付金と2目の前期高齢者関係事務費拠出金、合計で129万3,000円でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金は、1目の老人保健医療費拠出金と2目の老人保健事務費拠出金、合わせまして12万7,000円でございます。

6款1項1目の介護納付金は2億744万1,000円でございます。

7款1項の共同事業拠出金は、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金とその他の共同事業拠出金、合わせまして3億5,562万7,000円でございます。

8款の保健事業費につきましては、1項の特定健康診査等事業費2,967万2,000円、2項の保健事業費、1目の疾病予防費と2目の出産費資金貸付費、合わせまして113万5,000円、保健事業費合計が3,080万7,000円でございます。

9款の基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険支払準備基金積立金1,000円でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の保険税還付金から3目の還付加算金まで、合計で211万円。

11款1項1目の予備費につきましては、500万円でございます。

歳出合計36億4,892万円、前年度と比較をいたしまして1億3,347万8,000円、3.8%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○総務部長 加藤恒弘君

248ページ、予算書のほうをお願いいたします。

上程申し上げます。

議案第19号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成26年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,002万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成26年3月5日提出。

蟹江町長 横江淳一。

248ページ、249ページをお開きください。

2の歳入でございます。

第1款財産収入の第1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、本年度予算額としては2万3,000円の計上でございます。これは土地開発基金の預金利子を積み立てるものでございます。第2項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度予算1,000円でございます。これは項目出しでございます。

第2款の繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、予算額1,000円、前年度の繰越金をここで収入するための項目でございます。

第3款諸収入、第1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金、予算額1億8,000万円、こちらにつきましては土地開発基金から借り入れをいたしまして、歳出のほうの式目に充てるものでございます。そのための1億8,000万円をここで計上するものでございます。第2項諸収入、1目預金利子1,000円、2目雑入1,000円、計2,000円でございます。これにつきましても預金利子雑入を歳入とするための項目の設定でございます。

続きまして、次ページ、250、251ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款土地取得費、第1項土地取得費、1目土地取得費、予算額1億8,000万3,000円でございます。こちらにつきましては、説明欄のほうにございます土地取得事業に係る経費を上げさせていただいております。需用費といたしまして、消耗品の土地購入の印紙代金等で20万円、そして役務費の不動産鑑定料で120万円、委託料といたしまして、用地の測量及び登記委託料等ということで200万円、17節の公有財産の購入費、土地購入費でございますが、こちらにつきましては1億2,660万3,000円を予定するものでございます。また、補償、補填及び賠償金といたしまして、賠償金の5,000万円を計上するものでございます。

第2款の土地開発基金、第1項土地開発基金費、1目土地開発基金費、こちらにつきまし

ては2万3,000円の計上でございます。土地開発基金の積立金の利子の積立金として計上するものでございます。

第3款諸支出金、第1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、予算額は1,000円でございます。これにつきましては、土地開発基金の償還金としての項目の設定でございます。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○民生部長 佐藤一夫君

予算書の253ページをお願いいたします。

議案第20号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成26年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,957万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成26年3月5日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、平成26年度民生部特別会計予算説明資料をお願いいたします。

3ページをお願いします。

平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入でございますが、1款の保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料4億6,866万6,000円でございます。

2款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目介護給付費負担金が3億3,624万4,000円、2項の国庫補助金は、1目の調整交付金から3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）まで合わせまして3,803万7,000円、国庫支出金の合計が3億7,428万1,000円でございます。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金と2目の地域支援事業支援交付金を合わせまして5億4,827万5,000円でございます。

4款の県支出金、1項の県負担金は、1目の介護給付費負担金が2億7,672万6,000円、2項の県補助金は、1目の地域支援事業交付金（介護予防事業）、2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）合わせまして617万4,000円、県支出金の合計が2億8,290万円でございます。

5款の財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は6,000円でございます。

6 款の繰入金、1 項の一般会計繰入金は、1 目の介護給付費繰入金から 4 目のその他一般会計繰入金まで 2 億 7,449 万 6,000 円、2 項の基金繰入金が 1 目介護給付費準備基金繰入金 1,093 万 9,000 円、合わせまして 2 億 8,543 万 5,000 円でございます。

7 款 1 項 1 目の繰越金は 1,000 円でございます。

8 款の諸収入、1 項の延滞金、加算金及過料は、1 目の第 1 号被保険者延滞金と 2 目の過料で 2,000 円、2 項の預金利子、1 目預金利子は 1,000 円、3 項の雑入は 1 目の第三者納付金から 3 目の雑入まで、合わせまして 3,000 円、諸収入合計が 6,000 円でございます。

歳入合計が 19 億 5,957 万円、前年度との比較で 6,044 万 8,000 円、3.18% の増額でございます。次に 4 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款の総務費、1 項の総務管理費、1 目一般管理費が 3,253 万 8,000 円、2 項の徴収費、1 目賦課徴収費は 2 万 6,000 円。

2 款の保険給付費でございますが、1 項の保険給付費、1 目保険給付費と 2 目の審査支払手数料、合わせまして 18 億 5,292 万 1,000 円、2 項 1 目の高額介護サービス等費は 3,314 万 3,000 円、合わせまして 18 億 8,606 万 4,000 円でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費が 454 万 4,000 円、2 項 1 目の包括的支援事業・任意事業費が 2,838 万 8,000 円、合計で 3,293 万 2,000 円でございます。

4 款 1 項の基金積立金は 1 目の介護給付費準備基金積立金 7,000 円でございます。

5 款の諸支出金、1 項の償還金及び還付加算金、これは 1 目の第 1 号被保険者保険料還付加算金と 2 目の償還金、合わせまして 800 万 1,000 円、2 項の繰出金、1 目一般会計繰出金が 1,000 円、合わせまして 800 万 2,000 円。

6 款 1 項 1 目の予備費が 1,000 円。

歳出合計が 19 億 5,957 万円、前年度と比較をいたしますと 6,044 万 8,000 円、3.18% の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下水道課長 加藤和己君

ご提案申し上げます。

予算書の 275 ページをお願いいたします。

議案第 21 号 平成 26 年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成 26 年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 939 万 8,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

平成 26 年 3 月 5 日提出。

蟹江町長 横江淳一。

282、283ページをごらんください。

歳入でございます。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額33万8,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額448万円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額455万7,000円でございます。

第4款繰越金、第5款の諸収入でございますが、これにつきましては頭出しの1,000円でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、284ページ、285ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額939万8,000円でございます。これにつきましては、11需用費から28繰出金までで成り立っております。各項目の主なものといたしましては、まず11の需用費の電気料210万円でございます。それから12役務費の汚泥の抜き取り手数料122万4,000円でございます。13委託料といたしましては処理施設の維持管理業務委託で300万円でございます。15の工事請負費は下水道管維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内の機器整備修繕工事を含めまして258万5,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きさせていただきます。

ご提案申し上げます。

予算書の287ページをお願いいたします。

議案第22号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成26年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,420万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

平成26年3月5日提出。

蟹江町長 横江淳一。

290ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為についてご説明申し上げます。

平成29年4月1日から特別会計から事業会計への移行を進めるために、3年かけてするためのものがございます。

事項、固定資産調査等委託料、期間、平成27年から平成28年まで、限度額、1,700万円でございます。この件は、協議会案件で、下水道事業の企業会計導入についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

次に、第3表の地方債についてご説明申し上げます。

これにつきましては、公共下水道事業の事業を行うために起債を起こすものでございますが、本年度につきましては、起債の目的として公共下水道事業4億1,090万円、流域下水道事業として4,010万円、合わせて4億5,100万円の起債を予定しております。起債の方法といたしましては証書借り入れ。なお、利率、償還の方法につきましては、後でお目通しのほどよろしく申し上げます。

次に、294ページ、295ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目下水道整備事業費分担金は2,000円、それと流域関連の分担金は1,000円でございます。合計で本年度予算額3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連の分担金でございます。

第1款分担金及び負担金、第2項負担金、1目流域関連受益者負担金、これにつきましては、流域関連受益者負担金4,598万5,000円でございます。それと流域関連受益者負担金滞納繰越金1,000円でございます。合計といたしまして、本年度予算額4,598万6,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額は1億2,186万3,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連の使用料でございます。第2項手数料、1目総務手数料、本年度予算額46万9,000円でございます。これにつきましては総務管理手数料といたしまして、計画審査手数料、排水設備工事検査手数料、指定工事店指名手数料、責任技術者登録手数料として計上させていただいております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金で4億5,000万円でございます。社会資本整備総合交付金として計上をさせていただきました。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額が2億7,737万5,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、よろしく申し上げます。

第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、それと次の第6款諸収入、第1項預金利子、1目預金利子については頭出し予算の1,000円でございます。

次に、第6款諸収入、第2項雑入、1目雑入でございます。本年度予算額が750万2,000円、内容につきましては、消費税等の還付金750万円、消費税還付加算金と雑入で2,000円を見込んでおります。

第7款町債、第1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額4億5,100万円でございます。先ほど第3表で説明申し上げたように、公共下水道事業債と流域下水道事業債を合わせまして起債の資金を見込んでおります。

続いて、3歳出でございます。

298ページ、299ページをお願いいたします。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2給料から28繰出金までで成り立っております。主なものといたしましては、一般管理人件費で2給料で2,210万7,000円でございます。それから一般管理事務費、7賃金の雇用賃金といたしまして471万9,000円でございます。

1ページはねていただきまして、企業会計化事業で、13委託料の固定資産調査等委託料といたしまして900万円でございます。

次に、302ページ、303ページをお願いいたします。

事業費に入ります。第2款事業費、第1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、本年度予算額10億4,847万1,000円でございます。これにつきましては、11需用費から22補償、補填及び賠償金までで成り立っております。主なものといたしましては、13委託料の6,600万円でございますが、これにつきましては、3実施詳細設計委託業務と4認可設計委託業務で成り立っております。それから15工事請負費でございますが、これについての主なものといたしましては、公共下水道管きょ布設工事等の8億6,266万7,000円でございます。それから19負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、1の日光川下流域下水道事業負担金4,015万3,000円と、2の補助金についても公共下水道整備接続促進費補助金で822万5,000円を上げさせていただいております。22補償、補填及び賠償金7,000万円でございます。

2目維持管理費では1億2,389万5,000円を上げさせていただいております。この主なものといたしましては、13委託料につきましては1,020万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、19負担金、補助及び交付金の日光川下流域下水道維持管理費負担金9,996万円を上げさせていただいております。それから、豊台団地の管理運営費の362万6,000円と東水明台団地管理運営費262万6,000円を上げさせていただいております。

次に、公債費でございます。第3款公債費、第1項公債費につきましては、元金といたしまして6,450万4,000円を上げさせていただいております。利子といたしましては5,614万

5,000円でございます。

最後には、第4款予備費、第1項予備費として10万円を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○民生部長 佐藤一夫君

予算書の313ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第23号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成26年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,567万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成26年3月5日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、民生部特別会計予算説明資料の5ページをお願いいたします。

平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でございます。

1款1項1目の後期高齢者医療保険料は、3億4,694万円でございます。

2款の県支出金、1項県負担金は、1目の保険基盤安定拠出金が3,930万9,000円でございます。

3款の使用料及び手数料、1項手数料は、1目の事務手数料1,000円でございます。

4款の繰入金、1項の一般会計繰入金は、1目の療養給付費繰入金から3目の事務費繰入金まで。合計で3億4,741万2,000円でございます。

5款の諸収入は、1項の延滞金加算金及び過料が1目延滞金と2目還付加算金、合わせまして1万1,000円、2項1目の預金利子が1,000円、3項1目の雑入が1,000円、諸収入合わせまして1万3,000円でございます。

6款の繰越金、1項1目の繰越金が200万円でございます。

歳入合計が7億3,567万5,000円、前年度と比較をいたしますと8,669万8,000円、13.36%増額をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の総務費、1項の総務管理費は、1目の一般管理事務費と2目

の電子計算管理事務費、合わせまして501万円、2項の徴収費、1目の賦課徴収費が9万8,000円、総務費合計が510万8,000円でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目同じくでございますが、7億2,855万4,000円でございます。

3款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金は、1目の還付加算金、2目の償還金、合わせまして201万1,000円、2項1目の一般会計繰出金が1,000円、諸支出金の合計が201万2,000円でございます。

4款1項1目の予備費が1,000円。

歳出合計が7億3,567万5,000円、前年度と比較いたしますと8,669万8,000円増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○水道課長 佐藤正樹君

それでは、蟹江町水道事業会計予算書に基づいてご提案させていただきます。

1ページ目をごらんください。

議案第24号 平成26年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成26年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、事項1配水量でございますが、明細の欄に年間総量といたしまして446万2,000立米、1日平均といたしましては1万2,224立米、1日1人当たりの平均といたしましては334リットルでございます。

2、有収水量といたしましては404万4,000立米。

3、有収率といたしましては90.6%を上げさせていただきました。

4、給水加入件数1万3,344件。

5、給水人口3万6,600人。

6、建設改良費につきましては、事務費から固定資産取得費までの合計で、総額で2億2,455万7,000円となります。

区分2の職員計画でございますが、損益勘定所属職員といたしまして5名、2の資本勘定所属職員といたしまして1名でございます。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で8億988万

円でございます。

1 ページはねていただきまして、2 ページの支出でございます。

第1 款水道事業費用につきましては、第1 項の営業費用から第4 項の予備費までの合計で7 億2,766万1,000円でございます。

資本的収入及び支出。

第4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1 億7,212万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,081万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,134万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,996万1,000円で補てんするものとする。）

次に、収入でございます。第1 款資本的収入は、第1 項の工事負担金と第2 項の固定資産売却代金で9,255万円。

支出といたしまして、第1 款資本的支出、第1 項の建設改良費から第3 項の予備費の合計で2 億6,467万8,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,394万1,000円と(2) の交際費1 万円でございます。

続きまして、3 ページをごらんください。

たな卸資産購入限度額。

第6 条 たな卸資産の購入限度額は、921万6,000円と定める。

平成26年3 月5 日提出。

蟹江町長 横江淳一でございます。

続きまして、4 ページの平成26年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、18ページの平成26年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどお願いをいたします。

19ページの平成26年度実施計画明細書につきましては、本日差しかえをお願いしました資料で説明させていただきますので、お願いいたします。

地方公営企業会計基準の見直しについて。

地方公営企業会計制度について、昭和41年以来、約46年ぶりに大幅に改正が行われ、平成26年度の予算から適用されることになりました。

これらについて地方公営企業会計基準の見直しが行われたそのポイントとしまして、借入資本金を負債に計上。

従来、建設または改良等の目的のために発行した企業債・他会計からの借入額については、

民間企業の資本金に近い性質があるとされ、借入資本金として資本の部に計上されてきました。しかし、債務として利息の支払いや返還の義務があることを重視し、貸借対照表上、負債として計上されることになりました。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等でございます。

このうち、みなし償却制度の廃止がありまして、従来、補助金等により取得した固定資産については、補助金部分については償却を行わないみなし償却が任意で認められていました。しかし、これは貸借対照表上、資産価値が適切に表示されないことや適用が任意であることにより比較可能性が損なわれることに問題があるとして、廃止されることになりました。

退職給付引当金等の各種引当金の計上としまして、退職給付引当金の計上を義務化する。

退職給付引当金以外の引当金についても引当金の要件を踏まえ、計上するものとなりました。その内訳としまして、賞与引当金、貸倒引当金がございます。

従来は退職給付引当金と修繕引当金の計上が認められていましたが、計上が任意であったため、貸借対照表において経営状況が適切にあらわされていないことや比較可能性が損なわれるといった問題点がありました。そのため引当金の計上が義務化されました。

地方公営企業会計に導入するものとしまして、キャッシュ・フロー計算書の導入、セグメント情報の開示、リース会計の導入がございます。

そのうち、キャッシュ・フロー計画書の導入につきまして、予算書の6ページをごらんください。

平成26年度蟹江町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これはお金の流れを見るための一覧表でございまして、貸借対照表と損益計算書から読み取れる情報を組みかえて、お金の流れを見えるようにしたものでございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

当年度純利益から業務活動におけるキャッシュ・フローでございますが、これは通常の業務活動の実施に必要な資金の状態をあらわすものでございます。そのために、水道施設の維持管理をするための経費とその財源がうたわれております。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

これは将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態をあらわすものでございます。水道施設の建設や更新等に係る経費とその財源をあらわしたものでございます。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

増減により資金の収入及び借入返済による収入・支出など、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローでございまして、これは一時借入による収入から財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

裏面の2ページには、今回、基準の見直しによりまして増加したものと減少したもの、見

直し項目が載っておりますので、後ほどお目通しのほどをよろしくお願いたします。

続きまして、3ページをごらんください。

平成26年度蟹江町水道会計予算額一覧表でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益までの合計で7億7,406万4,000円、2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金と4目の雑収入までの合計で3,581万4,000円を計上させていただき、3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては8億988万円、前年度予定額は7億4,477万3,000円で、6,510万7,000円の増でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用の合計で6億9,810万4,000円、それから2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で1,728万8,000円、3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損から3目のその他特別損失の合計で726万9,000円でございます。4項1目の予備費につきましては500万円を計上させていただき、本年度予定額といたしましては7億2,766万1,000円、前年度予定額は7億143万7,000円で、比較いたしますと2,622万4,000円の増でございます。

続きまして、裏面4ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入につきましては、1項工事負担金でございます9,254万9,000円、2項の固定資産売却代金としましては1,000円、合計で9,255万円でございます。前年度予定額は5,086万5,000円で、比較いたしますと4,168万5,000円の増でございます。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、1項建設改良費、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で2億2,455万7,000円、2項の企業債償還金は3,982万1,000円、3項の予備費につきましては30万円、合計いたしまして2億6,467万8,000円、前年度予定額は1億8,716万9,000円で、比較いたしますと7,750万9,000円の増でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,212万8,000円に関しましては、先ほど第4条で説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号ないし議案第24号は、来る3月18日、19日の両日にかけて審議をお願いすることとし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号ないし議案第24号の8議案については精読とされ、3月18日、19日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町副町長の選任について」、議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ないし議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、5議案をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、5議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第31 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に菊地久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地久君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました菊地久君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました菊地久君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 高阪康彦君

追加日程第32 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

ここで河瀬副町長の退席を求めます。

(副町長退席)

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

河瀬副町長の入場を許可します。

(副町長入場)

ただいま選任同意されました河瀬副町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議会の皆様方に同意をいただきまして、副町長として務めることになりました。今、本当にこの職務の大きさと責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。4年間、横江町長と一緒にやってきました。あっという間の4年間でありましたが、今後につきましては、この4年間の経験と糧をもとに、誠心誠意、微力ではございますが、町政の推進に尽力してまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導、そしてご協力を心からお願い申し上げます。就任のご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し

上げます。

○議長 高阪康彦君

追加日程第33 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第34 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第35 議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時02分)